|型コロナウイルス 感染症対策

新型コロナウイルスワクチン3回目接種のお知らせ

働健康推進課 新型コロナウイルスワクチン接種準備班 ☎(内線)3346

65歳以上の方へ3回目ワクチン接種は、「2回目接種完了から原則8カ月以上経過後」としていた接種 間隔を前倒し、集団接種を2月5日(土)から、個別接種を2月7日(月)から開始します。また、64歳以下 の方への接種も同様に前倒し、3月3日(木)から開始します。

コロナ対策を強化! 補正予算が可決

町では、新型コロナウイルス感染症対策を強化するために、新たな施策を盛り込んだ補正予算を編成し、町議 会1月臨時会において可決されました。事業の実施にあたっては、国からの補助金を活用します。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

事業費 4億7.226万9千円

- 圖 福祉支援課 地域福祉班 ☎(内線)3353、2月9日(水)以降は専用ダイヤル ☎046(281)8115へ
- ●給付額 1世帯あたり10万円
- 令和3年12月10日を基準日として、次の① **● 対** または②のいずれかの要件に該当する世帯
 - ① 令和3年度の住民税均等割が非課税である世帯 基準日において愛川町に住民票があり、世帯全員の令和3年 度分の住民税均等割が非課税である世帯
 - ② 令和3年1月以降の家計急変世帯 申請日において愛川町に住民票があり、新型コロナウイルス 感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事 情にあると認められる世帯

● 申請方法

- ①の世帯 町から世帯主に送付される確認書に必要事項を 記入し、必要書類を添えて町に提出してください。
- 町が用意する家計急変分申請書に必要事項を記 ② の世帯 入し、必要書類を添えて町に申請してください。
- ●申請期限
 - ①の世帯 確認書 5月9日(月)まで
 - 家計急変分申請書 9月30日(金)まで ② の世帯 家計急変分の申請用紙は、2月9日(水)から 福祉支援課で配布するほか、町ホームページ からダウンロードできます。

事業費 2,481万8千円

小・中学校などの感染予防対策の強化

児童・生徒や、町施設などをご利用の皆さんに安心して過ごしていただけるよう、町立小・中学校や公民館などに設置する 空気清浄機(エアドッグ)や、感染症予防のために避難所に備え置く、簡易組み立て式のパーテーションなどを購入します。

中小企業・個人事業者へ 支援金(第2弾)を給付しています

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている 中小企業・個人事業者へ、町独自の支援金を給 付しています。

詳しくは町ホームページをご覧いただくか、お問 い合わせください。

- ●給 付額 中小企業 10万円 個人事業者 5万円
- 申請方法 2月28日(月)までに申請書類を 商工観光課へ郵送
- @ 商工観光課 商工労政班 ☎(内線)3524

子育て世帯への臨時特別給付金については、児童手当 (本則給付)支給対象となる児童の保護者へ、昨年12月 28日に指定口座へ10万円を一括で振り込みました。

下記の申請が必要になる方は現在、受け付けています。

- 平成15年4月2日~平成18年4月1日に生まれた児童の保 護者と、所属庁から児童手当を受給している公務員は2月 28日(月)までに申請が必要です。
- 令和3年10月1日~令和4年3月31日に生まれた児童手 当(本則給付)の支給対象児童の保護者は4月15日(金) までに申請が必要です。

該当の方は、申請書類を子育て支援課へ提出してください。

圖子育て支援課 子ども福祉班 ☎(内線)3364

感染予防のための対策 引き続き、基本的な感染予防や健康管理を心掛けてください



予防効果を高めるポイント 手洗いの、5つのタイミング

公共の場所から 帰ったとき



















